

# SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会  
Japan Young Lawyers Association  
Attorneys and Academics Section

**N°610**  
2021.12.25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階  
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141  
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- 沖縄高江への愛知県機動隊派遣は違法とする逆転勝訴判決下される…………… 森 悠  
—名古屋高裁にて
- 警備業法の欠格条項に「違憲の判断」—岐阜地裁2021年10月1日…………… 内河恵一  
教員超勤訴訟 さいたま地裁判決について…………… 若尾直樹  
キャバクラ勤務女性は「労働者」—割増賃金、違法控除分等を支払わせる和解が成立…………… 山田聡美  
(シリーズ・コロナ禍における人権問題②)  
コロナであらわになった人権問題—女性の貧困問題…………… 青龍美和子  
【シリーズ全国リレー・東京】  
2021年青年法律家協会東京支部 活動報告…………… 石井一禎  
民事裁判手続等のIT化 議論状況と問題点…………… 正木みどり
- シリーズ 憲法を知るための12作品**
- チョ・ナムジュ著・斎藤真理子訳『82年生まれ、キム・ジョン』…………… 鈴木創大  
(性的マイノリティ(LGBTQ+)の人権問題学習会)  
「マジョリティの特権を考える」の参加報告 その1…………… 藤井啓輔  
【議長トーク】「離婚しても、離婚しなくても離婚」…………… 上野 格



京都・八坂の塔

# 沖縄高江への 愛知県機動隊派遣は違法とする 逆転勝訴判決下される

—名古屋高裁にて—

あいち 森 悠

## 一 はじめに

本年（二〇二二年）一〇月七日、沖縄高江へ愛知県機動隊を派遣したことが違法であるとして提訴した訴訟について、名古屋高裁において逆転の請求認容判決が出された。

## 二 訴訟の概要

本訴訟は、沖縄高江にある米軍北部訓練場のヘリパッド建設にあたり、これに反対する住民らを排除するために二〇二六年七月に愛知県警察機動隊が派遣されたことに関する公金支出について、愛知県知事を被告として、愛知県警察本部長に対する賠償命令を行うことを求める住民訴訟である。高江米軍北部訓練場におけるヘリパッド建設にあたっては、沖縄県警の求めに応じて全国の都道府県から機動隊が派遣され、大阪府警察機動隊の「土人」発言が大きく報道された。東京、福岡、沖縄においても同様の訴訟が提起された。

弁護団が行った主張のうち、一審、控訴審においては、主に次の①、②についての判断が大きく分かれたので、第三項以下ではこれらの論点に絞って紹介する。

①第一に、愛知県公安委員会事務専決規程に

においては、機動隊を派遣する場合、特に「異例又は重要と認められるもの」について、あらかじめ公安委員会の承認を受けて処理しなければならぬこととされている。そして、本件機動隊派遣は、北部訓練場のヘリパッド建設について意見が対立する中で、警察の政治的中立性を害するとの社会的な批判、紛議を引き起こす可能性があり、「異例又は重要と認められるもの」にあたる。それにも関わらず、愛知県公安委員会のあらかじめの承認を得ずに愛知県警察本部長の専決によって行われたものであるから違法であり、事後的（本件派遣の後）にも実質的審査が行われたとはいえないから事後的に瑕疵が治癒されたということもない。

②第二に、高江住民らの抗議活動は、車両の通行の妨げにならないよう平穩に道路の白線の内側で座り込みをしていたにも関わらず、機動隊員によって身体を拘束され、ビデオ撮影をされるなどされた。また、住民らは車両を道路の白線の内側に駐車したり、休憩をするためのテントを白線の内側に設置をしていたが、これらも機動隊によって撤去された。さらに、抗議活動が行われている付近の道路では機動隊による検問が行われ、当該道路を通行することができなかった。これら現地における警察活動は、いずれも、住民らの正当な反対活動に対して行われたものであり、違法である。

### 三 一審判決の概要

一審判決は、①の主張について、本件機動隊派遣は「異例又は重要」であると評価される余地を否定できない」として、「あらかじめ公安委員会の承認が得られていないという点で瑕疵（違法性）を帯びていた」と認定した。しかし、事後的に開かれた愛知県公安委員会において、本件の機動隊派遣について異論が出なかったことを理由として、「事後的に承認が得られたことで、瑕疵は治癒された」として、結論として違法性を否定した。

②の主張については、住民らにより交通違反行為や業務妨害行為を含む大規模な抗議活動が行われることが想定されたとして派遣の必要性を認めるとともに、ゲート前の車両やテント撤去、道路検問や参加者に対する実力による移動強制等の必要性も認め、現地での警察活動に違法性を認めなかった。

### 四 控訴審における訴訟活動

控訴審においては、一審判決において事後的に瑕疵が治癒されたと判断された①の主張について、最も力点を置いて追加補充を行った。

まず、名古屋大学の稲葉一将教授に、公安委員

会の手続的瑕疵を含む一審判決の問題点を指摘する評釈論文及び意見書の執筆を依頼し、証拠として提出した。また、公金支出の違法性について論文を執筆されていた白藤博行専修大学教授にも意見書の執筆を依頼した。

さらに、本件派遣決定当時の公安委員長であった入谷正章弁護士（愛知県弁護士会元会長）の証人尋問を申請した。同尋問において、入谷証人は、「異例又は重要と認められるもの」はあらかじめ公安委員会の承認を受けなければならないという規程自体知らなかった、また、他県から派遣要請があればそれに応えることは当然であり、派遣が違法と言われる謂われはないと述べるなど、現実には警察が公安委員会を管理しており、公安委員会が警察を管理するという公安委員会の本来の制度趣旨が形骸化していることが浮き彫りになった。

### 五 高裁判決の概要

高裁判決においては、①の主張について、第一審と同様、本件機動隊派遣が「異例又は重要と認められるもの」に当たるとした。そのうえで、第一審と異なり、事後的に行われた公安委員会においては、「単に報告されたものに過ぎず」、「特段の意思決定行為があったものでない」とされ、入谷証人の尋問によれば本件派遣決定が「専決によっ

て行われたことの手続的違法についても想到していなかったことが認められ」として、事後的な同意または追認を行ったものと評価することはできないとした。そのため、事後的に瑕疵の治癒がされたとはいえず、違法性があるとした。

また、②の主張については、機動隊員らが行った米軍北部訓練場ゲート前の車両、テントの強制撤去に法的根拠は見当たらず違法である疑いが強いと述べ、これを目的とした沖縄県公安委員会による機動隊の派遣要求には重大な瑕疵があるとした。また、警察による検問やビデオ撮影等の行為についても、「その適法性あるいは相当性については疑問が生じ得るところである」と指摘した。

### 六 おわりに

本判決が出されても、高江や辺野古における基地問題について解決の途は見えていない。

今後引き続き、沖縄県における基地問題について取り組んでいく必要があることを強調したい。

# 警備業法の欠格条項に「違憲の判断」

— 岐阜地裁二〇二二年一〇月二日

あいち  
内河 恵一

## 1 事案の概要

原告は、とにかく明るい性格の青年である。二〇一四年四月から三年も働いてきた警備会社から突然退職を言い渡された。正にびっくり仰天である。会社は彼を従業員として評価し、彼自身も警備員の仕事に誇りを感じ一生懸命働いてきた。何が彼のつましい人生の歯車を狂わせてしまったのか。

原告は、軽度な知的障害を持ち、たまたま家庭内の事情もあって、本人申立により家庭裁判所から二〇一七年二月成年後見法上の保佐開始の審判を受けたところ、その翌月原告の勤務する警備会社から雇用契約終了の通知を受け、彼は大切な仕事を失うことになった。幸い、保佐人になったN

PO法人が、「成年後見制度を利用して被保佐人になった途端、仕事を奪われるのはおかしい。」との問題意識をもち、本件裁判が提起されたことは不幸中の幸いであった。

## 2 法律の仕組み

本件で問題となった欠格条項は、二〇一九年六月に各種法律から殆ど削除されたが、本件訴訟提起当時は、警備業法の第三条、第一四条は、「成年被後見人若しくは被保佐人」は警備員になれないと規定していた(欠格条項)。又警備業法の特異な点は、同法第三条七号に「心身の障害により警備業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定める者」と規定し、国家公安委員会規則は、第三条一項において「法第三条第

七号の国家公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により警備業務を行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。」として、本件欠格条項の他に、具体的な欠格判断条項を重ねて規定している点にあり、原告勝訴の大きな要因ともなっている。

## 3 憲法違反を巡って

警備員としての誇りを抱いていた原告が「法律の規定」によつてその仕事も、生きる張り合いも奪われたことは、重大な権利の侵害であった。原告は、突然自らの仕事を奪つた本件規定は、「職業選択の自由」を定める憲法二二条一項に違反し、同時に、同じ程度の知的障害を持つ者の中でも、成年後見制度に則り成年被後見人や被保佐人に

なつた者だけから権利を奪う本件規定は、法の下の平等を定める憲法二四条一項にも違反することを主張した。

この原告の主張に対して、裁判所は「職業選択の自由」に対する公権力の規制措置につき、「……その具体的内容及び必要性と合理性については、立法府の判断がその合理的裁量の範囲内にとどまる限り、立法政策上の問題としてこれを尊重すべきものである。」としつつ、本件規定は、絶対的欠格事由であること、申立権は本人以外にも認められていること、能力回復がない限り取り消すことができないこと等を指摘し、本件規定が自己の意思または努力によって左右できない事情を理由に狭義の職業選択の自由そのものを直接制約するものであつて、職業の自由に対する強力な制限であるとし、これが合理的裁量の範囲内にとどまるためには「重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であつて、より緩やかな規制によつては、規制の目的を十分に達成することができない」と認められることを要する。」との審査基準を示し、「法定後見制度は財産等の権利を擁護するための権利擁護のための本人保護の制度であつて、警備業務の……能力の有無・程度を直接判定する制度ではない。」「被保佐人であることから直ちに警備業法二条一項各号のいずれの警備業務についても適正を欠くということとはできない。」「本件規定の

存在が障害者の権利拡充のための法定後見制度の利用を躊躇させる一因にもなり得る」等の指摘をし、本件規定の制定段階から、その必要性の合理性に関する立法府の判断が合理的裁量の範囲内にあつたとはいえないと判示し、一九八二年制定當時から憲法二二条一項に反する状態であつたとする。

また、本件規定は、同じ判断能力を持つている者の内、被保佐人（準禁治産者）であるものを區別して警備員から排除する規定であり、一九八二年の本件規定制定當時から憲法二四条一項に反する状態であつたと判断している。

#### 4 国賠違法について

判決は、前記の通り、憲法二二条一項及び同一四条一項違反を前提として、国賠法一条一項の判断を丁寧判示した。国賠法上の違法は、国会議員の立法過程における行動が個別の国民に対して負う職務上の法的義務に違反したかどうかであるとの原則的判示の後、「立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合や、法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもか

かわらず、国会が正当な理由なく長期にわたつてその改廃等の立法措置を怠る場合」例外的に、その立法行為やその不作為が国賠法一条一項の違法の評価を受けるとしていくつかの最高裁判決を引用している。

判決は、一九八二年の本件規定制定の時から国会での議論状況やその他の研究成果の動向を丁寧に踏まえ、「平成二二（二〇一〇）年七月頃には、被保佐人の職業選択の自由を合理的な理由なく制約していることが、国会にとつても明白であつたというべきである。」とした。しかし、その後も速やかな検討がなされず、結局、二〇一九年六月七日成立の一括整備法により、成年被後見人、被保佐人が欠格事由から削除されるに至つたが、「本件規定の違憲性が明確になつた平成二二（二〇一〇）年七月頃以降、本件（原告）退職時点（平成二九（二〇一七）年三月二〇日）までの約六年八か月にわたつて規定を改廃しなかつたことについて正当な理由は認められない。」として、国賠を認容した（国の控訴・名古屋高裁係属中）。

# 教員超勤訴訟

## さいたま地裁判決について

埼玉弁護士会 若生 直樹

### 一 訴訟の概要

公立学校の教員には、時間外・休日手当の不支給、労基法三七条の適用除外を定めた給特法が適用され、残業代は一切支払われていない。

もともと、給特法は、労基法三二条が適用されることを前提として、いわゆる「超勤四項目」(①生徒実習、②学校行事、③職員会議、④非常災害・緊急措置等)に該当する業務について「臨時又は緊急のやむを得ない必要がある場合」に限り、時間外労働を許容した法律である(その代わりに給料月額四%相当の「教職調整額」が支給されている)。その立法趣旨は、対象業務の内容を限定して時間外労働に歯止めをかけることにある。

しかし、現実には、公立学校の教員は、重大な

社会問題となるような長時間の時間外労働を強いられながら、これが「自主的な労働」とされることで放置・容認されている。

このような現状を次世代に引き継がないため、埼玉県内の公立小学校に勤務する現職教員が立ち上がり、二〇一八年九月、埼玉県を被告とする訴訟をさいたま地裁に提起した。

本訴訟では、①超勤四項目外の業務による時間外労働には労基法三七条が適用されるとして割増賃金の支払いを請求するとともに、②労基法三二条に違反する時間外労働をさせたことは国賠法上違法であるとして損害賠償を請求している。従前の同種訴訟と異なり、教員の時間外労働は労基法三二条違反であるということ正面から訴えている点、本訴訟の大きな特徴である。

その第一審判決が、二〇二二年一〇月一日に言い

渡された。

### 二 さいたま地裁判決の内容

#### (1) 判決の概要

本判決は、結論として前記①②の請求をいずれも棄却した。理由中の判断にも、教員が労働者として保護されるべきことを否定するような不当な判示が見られ、「画期的な判決が出るのではないか」という期待には反する内容であった。

他方で、原告が従事した時間外労働の一部は労基法上の労働時間に当たると認定し、その時間外労働が長時間に及んだ場合には国賠法上違法になり得るという解釈を示すなど、従前の解釈論に対するアンチテーゼを投じたという意味では、前向きな意義も有している。

## (2) 労基法三七条に基づく請求について

本判決は、教員の自律的な判断による自主的、自発的な業務への取り組みが期待されるといった教員の職務の特殊性から、一般労働者と同じような実労働時間を基準とした厳格な労働時間管理はなじまないとした。そして、給特法はこのような見地から、教員に対し、労基法三七条の適用を排除し、その代わりに、時間外での職務活動を含めて包括的に評価した結果として教職調整額の支給を定めたものであり、同法の下では、超勤四項目に限らず教員のあらゆる時間外での業務に関し、労基法三七条の適用を排除していると判示した。

しかし、法令上、校長には、教員の労働時間が所定労働時間・法定労働時間を超えないよう厳格に労働時間を把握・管理する義務があることが明らかである。給特法の定めも、教員の労働時間を定量的に把握・管理することが困難という前提は立っていない。前記の判示は、教員の労働時間についての校長の管理責任を不問に付し、労基法三三二条を空文化するに等しく、問題である。

また、超勤四項目外の業務を含めて包括的に評価されているとする論旨は、給特法の下で超勤四項目の業務についてのみ時間外労働が許容されていることと整合しない。結論としても、無定量な時間外労働の発生を防ぐという給特法の趣旨が形骸化してしまうことになり、不当である。

## (3) 国賠法に基づく請求について

本判決は、給特法は、教員の職務の特殊性から、教員の労働時間の定量的な管理を前提としていないとした上で、仮に教員の労働時間が労基法三三二条の法定労働時間を超えていたとしても、校長が直ちにかかる時間を認識し又は認識することが可能であったとはいえないから、直ちに同条違反についての故意又は過失があるとはいえず、国賠法上の違法性があるとはいえないと判示した。

ただし、労基法三三二条の上限を超えて勤務をしなければ事務処理ができない状況が常態化している等の事情が認められる場合には、国賠法上違法となり得るとした。

続いて、校長の職務命令の存在や、職員会議による決定等により校長の関与が認められる業務、授業に付随する業務については、校長の指揮命令に基づく業務であり、その業務に従事した時間は労基法上の労働時間であるとして、労基法三三二条を超える時間外労働の存在を認定した。他方で、教材研究や添削作業、保護者への対応等の業務は、校長から指示したとは認められず、原告の自主的自発的判断に委ねられていたこと等を理由として、労働時間には当たらないと判断した。

その結果、原告の時間外労働は、原告が在校時間を基に主張した時間数から大幅に過少認定され、国賠法上の違法性は認められなかった。

以上の通り、本判決は、教員の時間外労働は自主的なものとしてその存在を認めてこなかった従来の判例や文科省の解釈は、採用しなかった。他方で、労基法三三二条違反が国賠法上違法になる場合を限定し、校長の労働時間管理責任を免じた点や、教員の本来の職務である教材研究等の労働時間該当性を否定した点は、労基法・給特法の本来の趣旨に反する不当な判示である。

## 三 おわりに

本判決は、付言として、「給特法はもはや教育現場の実情に適合していないのではないか」「教員の業務の削減を行い、勤務時間の管理システムの整備や給特法を含めた給与体系の見直しなどを早急に進め、教育現場の勤務環境の改善が図られることを切に望む」と述べた。このような裁判所の指摘自体は重く受け止められるべきである。

本訴訟は、有志学生を主体としてネット署名やクラウドファンディング等の様々な取り組みを行い、大きな社会運動に発展してきた。この運動を後退させないよう、引き続き取り組みを行うとともに、控訴審で良い判決を勝ち取るために全力を尽くす所存である。

# キヤバクラ勤務女性は「労働者」

## — 割増賃金、違法控除分等を支払わせる和解が成立

東京 山田 聡美

### 1 事案の概要

二〇一六年から埼玉県のカヤバクラ店で働き始めた原告（女性、現在三〇歳）が、二〇一九年に退職し、働いていた間の次の金員等を請求した事案です。

- ① 残業代
  - ② 深夜割増残業代
  - ③ 早上げ分の賃料（詳しくは後述）
  - ④ 違法に控除された費用（送り代、厚生費、修繕代）
- 渋谷共同法律事務所の萩尾健太会員と私が担当し、今回和解が成立しましたので、ご報告します。

### 2 事実経過

#### (1) 団体交渉

退職後すぐの二〇一九年三月、原告は、労働組合に加入し、被告会社と団体交渉を始めました。会社の言い分は、「原告は労働者ではなく業務委託契約であったから、残業代等は発生しない」というもので、交渉決裂。

#### (2) 労働審判の申立て

そこで、二〇一九年二月、労働審判の申立て。しかし、あくまで会社は、「労働者とは認めない」「労働者性を認める前提での解決金は払えない」という態度。双方の立場の差が大きく、第一回目で労働審判法二四条により終了。

#### (3) 訴訟提起

二〇二〇年三月、訴訟に移行。原告の労働者性について、原告被告の主張が真っ向から対立。こちらからは、次のような事情を主張しました。

- ① 基本的に賃金は時給制であり出来高部分は多

くはなかったこと、

- ② シフト制で労働日も時間も場所も管理されていたこと、

③ タイムカードで店も労働管理をしていたこと、

- ④ 店長等から接客の時間（接客員を指名しないフリーの客に対しては二〇分間など店内のルールがあった）を管理され、接客の仕方、どの席につくかなどの指示を受けていたこと、

- ⑤ その指示に対して、原告が拒否することはなかったこと、

- ⑥ 他の者を原告の代わりに働かせるなどということとはあり得なかったこと、

これに対し被告側は、シフトは原告の希望に応じていたこと、接客には原告の裁量があったことなどを反論として主張していました。また仮に労働者性が認められる場合でも、「深夜割増は、当



初の時給に含まれているとの合意があったから未払はない」との主張もしていました。これに対しては、その様な合意はなかったと反論してしました。

そして、審理を重ねた結果、二〇二二年春、裁判所から労働者性について肯定的な心証が開示されたことで、被告側も和解協議に応じる姿勢を示しました。

### 3 勝利的和解

二〇二二年七月、和解成立！ ポイントは次のとおりです。

①労働者性を明確に認める条項が入ったこと  
②被告会社が次の項目について支払うべきことが明確にされたこと

- ・ 時間外割増賃金
- ・ 深夜割増賃金
- ・ 早上がりに係る賃金
- ・ 控除された厚生費、送り代、修繕費

### 4 評価

(1) 労働者性が明確に確認されたこと

キャバクラ店で働く女性は、労働者としての待遇を受けられずにいることが多い中で、本件で、労働者性を明確に認める和解が成立したことの意義はとても大きいと思います。

(2) 残業代、深夜割増賃金

これに伴い、残業代や深夜割増賃金についても、会社が支払うべきことが明確にされました。

(3) 早上がり分

早上がりとは、シフト上、店の終了時間まで入ることになっていたにもかかわらず、お客がないあるいは少ないとの理由で、終了時間の前に店長から勤務を終了させられることを指しています。これはこの業界では、どの店でも当然のように、しかも毎日のように行われていることです。

早上がりの場合、早く終了した分の時給は支払われることがなく、給与が減ってしまう大きな理由でした。

労働者からすれば、シフトで終了時間まで予定を空けているにもかかわらず、店の都合で早上がりにさせられるのですから、民法五三六条二項に基づきその分の賃金は支払われるべきであるとして、本件でもこの点を請求していました。

和解によって、その分の未払分についても項目として明示され、支払われることになった意義は大きいでしょう。

(4) 違法控除分

給与から、「厚生費」「送り代」「修繕費」なる費目が控除されていました。

厚生費(一日一〇〇〇円) … 店側の説明によれば、これは店の、トイレトペーパー・衣装クリ

ーニング代・マウスウォッシュなどの費用であるとのこと。

送り代(一回一〇〇〇円) … これは、原告が、店の用意した車(運転手つき)で帰宅した際に控除されていたもの。

修繕費(給与総支給額の5%が控除) … 会社の説明によれば店の備品の修繕費などとのこと。

いずれも、給料からの控除は賃金全額払いの原則(労働基準法二四条一項)に反し、原告はこれら控除分について支払うよう請求しており、和解条項に明確に記載されることになりました。

### 5 まとめ

今回、このような和解が成立して解決できたのは、なんといっても原告本人の訴訟提起に至るまでの固い決意とそれを支える組合の支援があったからだと思います。また、原告は働いている間、自分の出勤時刻などを、細かくノートに記録して残していたことも決定的でした。

支払うべきものを支払わず、また理由なく諸費用が控除されることが「普通」になっている業界にあって、今回の成果はとても大きいと思います。

このような業界の「常識」を正す取り組みを広げていきたいです。



シリーズ

コロナ禍における人権問題②

# コロナであらわになった人権問題

## —女性の貧困問題—

東京 青龍美和子

### ■ コロナ禍で女性の置かれた状況

昨年(二〇二〇年)来のコロナ危機は、日本における女性の社会的・経済的地位の低さを露呈しました。

日頃の医療体制の脆弱さに加え、政府の無策により、相次ぐ緊急事態宣言によって、飲食店や宿泊業などサービス業での休業や時短営業が続いています。非正規労働者に占める女性の割合は六割近く、サービス分野では非正規の七〇八割が女性です。休業や時短営業は、非正規労働者を賃金の大幅削減・収入ゼロに追い込んでいます。とくにシフト制で働く非正規労働者は、シフトを入れないことで「休業」扱いもされず、休業手当や各種支援金が受けられないという事態が発生しました。

根強い性別役割分業の下で、女性は家事・育児の負担を負いながら働かなければなりません。保育園や学校でコロナ感染が広がり、休業や分散登校となり、子どもが家にいれば、テレワークが進んだといっても、仕事になりません。家計を担うシングルマザーの経済的困窮はとくに著しく、子どもの貧困に連鎖していきます。

私は、今年(二〇二二年)三月に新宿大久保公園で実施した「女性による女性のための相談会」

に参加しました。仕事がない、収入がない、家賃が払えない、追い出されて住む場所がないという女性たちが多く相談にきました。生活保護を受給できるのに、絶対に生活保護は受けたくない、まだ頑張るといふ女性たち。コロナ危機の中で女性の自殺が増えています。頼れる家族もなく、精神的にも限界を超え、深刻な状況にいる女性たちを目の当たりにしました。

医療現場や、介護・保育などの福祉施設で「ケアアーク」に従事する労働者に占める女性の割合も七〇八割とダントツ多いです。もともと低賃金なうえに、常にコロナ感染の危険にさらされながら重労働を強いられています。

世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数。今年も日本は一五三か国中二〇位と下位に居座っています。賃金格差は、フルタイム労働者どうしを比較しても女性は男性の七割です。男女の経済的格差の原因となっている、男性の長時間労働とセットの女性の低賃金、旧来型の日本型雇用とこれを支える税・社会保障制度は、コロナ危機でますます女性を苦しめています。これまで政府は、「女性活躍」と言ってきましたが、女性の経済的地位を向上させる抜本的な対策は打ち出さず、女性を、人材不足を補う労働力として、少子化対策の道具としてしか扱ってきませんでした。

## ■連帯による前向きな動き

こうした実態を見ると絶望的になりますが、他方で、組織化、連帯が広がることによって、前向きな動きも見られました。

学生などの若年層や、非正規労働者を組織してきた首都圏青年ユニオンは、非正規労働者の声を集め、雇用調整助成金や休業支援金の申請手続きの相談に乗りながら、飲食店で働くシフト制労働者を組織してきました。粘り強い運動で、組合員が普義偉首相(当時)と直談判するまでに至り、少しずつ制度の拡充を勝ち取ってきました。私も参加している首都圏青年ユニオン顧問弁護団とともに「シフト制労働黒書」を発表し、実態を告発し、政策提言を行い、国会や政府にはたらきかけています。シフト制労働者の休業補償を求め、司法の場でのたたかいは始まっています。

私は、「女性による女性のための相談会」のような活動は、本来は行政が、きちんと予算をつけてやるべきものと思っていました。今もその考えはあまり変わりませんが、食べ物や日用品・生理用品の提供なども通じて、女性どうしの連帯が広がりました。カップ麺のようなものだけでなく、野菜や果物を農家から提供してもらい、洋服も就職活動に必要なワイシャツを提供し、生花も用意し

て、血の通った交流をすることで心の糧にもなったと思います。各地で行われているフードバンクでも、継続的な取り組みと連帯の力で、支援される側にいた人が、今度は支援する側として活動しているという話も聞きました。

## ■女性たちのたたかい

私の世代では信じられない話ですが、過去には、女性は結婚したら退職という制度がありました。また、男性と違って三五歳になると定年で辞めなければならぬ。露骨な男女別の賃金体系から、コース別賃金という間接的な男女賃金差別、昇進・昇格差別、そして今の非正規差別と、顔を変えて職場での女性差別が続いています。

二〇二〇年一〇月二三日、私が担当した、メトロコマースという東京メトロの一〇〇%子会社での非正規賃金差別事件で最高裁判決が言い渡されました。会社側は、売店業務に従事する契約社員は、「経験・技術・能力のない専業主婦」の「セカンドキャリア」の仕事だから当然高い処遇は望めないと主張しました。これまで男女賃金差別の裁判で使用者側が主張してきたことを、まだ言うのかと呆れました。最高裁は、非正規に退職金の一部を支給すべきとした高裁判決を覆しましたが、可能性を残し、住宅手当や褒賞などは正規労働者

と同額の支給を認めました。

職場での女性差別を許さないと声を上げてきた女性たちや労働組合のたたかい、こうしたたたかい(とくに裁判闘争)を支えてきた弁護士たちの力により、少しずつですが、前進を勝ち取っています。メトロコマース事件も、他の非正規差別是正事件とともに、この前進の歴史の中の一つのたたかいだと思っています。

## ■コロナ前に後戻りさせないために

先の総選挙では、ジェンダー平等を共通政策に掲げた野党共闘が思うように伸びず残念でしたが、例えば、テレビニュースの党首討論で男女の賃金格差が争点として取り上げられるなど、ジェンダー問題が選挙の争点となり、有権者の大きな関心が集まったと思います。

一二月二五日、二六日には、また同じ場所で「女性による女性のための相談会」が開催される予定です。私もこういった活動に参加しながら、性別がなくなる世の中になるように尽力したいと思います。



# 2021年青年法律家協会 東京支部 活動報告

東京 石井 一禎

## 一 二〇二二年の東京支部の活動

コロナ感染の影響で、現在、支部委員会や企画は、ZOOMで行っています。

○三月一日 原発訴訟の基礎（講師 菊間龍一 員 津島訴訟弁護団員）

津島訴訟の弁護団員である菊間会員から、原発訴訟の概要、責任論、論損害論のポイント、津島訴訟の進捗状況など解説して頂きました。

○四月十五日 同性婚訴訟の勉強会（講師 七

二期鈴木創大会員、七二期金子美晴会員、七

三期松田恒平会員、七三期北條友里恵会員、

七三期油原麻帆会員 原告二名）

同性婚訴訟について、弁護団の先生方から訴訟の経緯や各地の進捗状況、同性婚訴訟の原告の法の主張、札幌地裁の判決の解説、などをして頂きました。

また、原告の方々から同性婚が認められないことにより、生じている様々な不利益、訴訟を起した動機などを語って頂きました。

## 二 二〇二二年度総会

東京支部は、二〇二二年五月八日、主婦会館四

階にて総会を開催しました。

特別企画として、第一部では、参加者全員の簡単な自己紹介、青年法律家協会に入った動機や、現在取り組んでいること、関心のあるテーマ、青年法律家への要望など、それぞれ話してもらいました。

第二部として、仙台高裁での原発訴訟において専門家証人として証言された立教大学関礼子教授（環境社会学）に、「福島原発公害最大の被害」故郷剥奪」について実証的研究を踏まえて、損害の実態についてご講演して頂きました。

さらに、引き続き福島原発避難者訴訟の弁護団の共同代表である小野寺利孝会員に、「原発公害訴訟の今日の到達点と課題」について、この一年間の自らの実践を踏まえ、法律家の役割についてご講演して頂きました。

当初、予想しない緊急事態宣言が発令されたことにより、対面とオンラインでのハイブリット開催となりましたが、対面で五名、来賓二名、オンラインで二三名ものご参加がありました。

## 三 支部ニュース

コロナ禍のなかではありますが、ニュースにあたっては約一八名の会員から活動報告を頂きました。

た。業務等でお忙しい中、原稿の執筆をして頂いた会員には、あらためて感謝を申し上げます。

#### 四 総会以降の活動について

総会以降も、二か月に一回程度、支部セミナーと支部委員会を開催しています。

できる限り、支部委員会では、多くの方からセミナーの内容に関する要望を聞いています。

総会以降に開催されたものは以下の通りです。

##### (1) 六月二〇日(木)一八時三〇分

(オンライン(ZOOM)での開催)

【内容】「マタハラ」問題の勉強会

【講師】高橋寛会員(旬報法律事務所)・上野格

会員(青法協弁学合同部会議長)

労使双方の代理人から、マタハラに関する重要な判例を解説してもらいました。

##### (2) 八月二日(木)一八時三〇分

(オンライン(ZOOM)での開催)

【内容】「建設アスベスト 国と企業の責任認める

最高裁判決」の解説

【講師】坪田優会員(東東南部法律事務所)

企画後、試験的にオンライン飲み会を開催し若手から青法協に対する要望などを伺いました。

##### (3) 一〇月七日(木)一八時三〇分

(オンライン(ZOOM)での開催)

【内容】「改正少年法の実務への影響と少年事件のやりがい」

【講師】戸館圭之会員(戸館圭之法律事務所)

東京以外からの参加者(二名)がありました。

コロナ禍のため、引きつづき開催の方式をオンラインとし、終了後は、任意の参加でオンラインの飲み会を行っています。

また、支部セミナーについては、東京支部だけでなく、他の支部にも積極的に告知して参加を呼び掛けていきます。

#### 五 今後の企画

##### 〇二月七日(火)一八時三〇分

(パートナーズ法律事務所(ZOOM)とのハイブ

リット開催の予定)

【内容】「これからの弁護士事務所の経営、営業について」

【講師】吉田悌一郎会員(渋谷共同法律事務所、

青法協弁学合同部会事務局長)

弁護士業務の経営について積極的に取り組んでおられる、青法協弁学合同部会の事務局長である吉田会員に、ユーチューブやブログの活用方法について伺います。

今後、支部セミナーの方式については、コロナの感染状況を見ながら、検討していく予定です。

#### 六 受験生、若手支援等について

東京支部では、司法試験勉強会開催について、参加された受験生との懇親会について援助をおこなってききました。

さらに、司法試験勉強会で講師をされた会員弁護士に、一回あたり二万円の手当を支払っています。

これについても、講師の方から「業務などで忙しいなか採点などで負担が重い」という意見が出され、積極的に講師を引き受けていただけの会員を募るために設けたものです。

今後も受験生や若手に対してどのような支援が必要かについては、支部委員会などで意見を募り、検討していきます。

# 民事裁判手続等のIT化 議論状況と問題点

大阪 正木みどり

## 一 はじめに

極めて動きが早いので、本稿は一月一九日時点の情報に基づくものであることに留意いただきたい。なお「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会」（商事法務研究会）も、急テンポで進行しており要注意である。

## 二 法制審民事訴訟法（IT化関係）部会（以下「法制審部会」）は最終盤

タイムスケジュールは次のとおりである。法制審部会は、本稿時点で残り四回（二月二六日、一月二七日、一月二四日、一月二八日）で民事訴訟法改正の要綱案をとりまとめる。二月の法制審議会総会で承認して法務大臣に答申する。政府は二〇二二年の通常国会で民事訴訟法改正案を上げし

成立を図る。

## 三 議論状況

法制審部会は二〇二〇年二月の法務大臣の諮問により発足。構成メンバーは、弁護士、裁判官、法務省、学者、司法書士会、連合、主婦連、経済界の委員の他に、IT関係やセキュリティ関係の委員も含まれているのが特徴的である。

民事司法の骨格に関わる問題であるが、二〇二二年二月の法制審総会に間に合わせる事が至上命題のため、改正案による具体的な場面や影響の分析・対応策（可能も含め）等を詰め切れないまま、後日の最高裁規則に委ねてしまう重大テーマがかなりある。また、憲法の観点からの議論は少ない。

しかも、IT化が進んでいると言われる諸外国

は、記録の電子化から始め、システム作りを含めて相応の期間をかけて進めてきたし、オンライン提出は権利であつて義務ではない国が多く、e法廷（ウェブ会議の導入やITツールの活用により、当事者や代理人が裁判所に行かずに裁判の進行をすること。証人尋問等証拠調べにも及ぶ）は（少なくともコロナ禍までは）ほぼ行われていない。いきなりe法廷から始めるのは日本くらいという特異さがある。日本では、どのようなシステムが作られるのかも分からない段階で、民事訴訟法という基本法の全面改正作業を先行させている。法制審部会メンバーが将来のシステムについて異なるイメージ・前提で議論している場面もあるように思われる。

重要な論点は数多いが、いくつかについて報告と問題提起をしたい。

## 1 オンライン提出の義務化について

中間試案では、丙案（義務化しない）も存在したが、その後は、甲案（本人にも原則義務化）と乙案（士業者の訴訟代理人に義務化）についての議論がされた。甲案反対の世論もあり、乙案になりそうである。何らかの不具合でオンライン提出ができない事態が発生した場合の取り扱い、不変期間や時効などでかなり厳しい場面が生じる懸念がある。

## 2 ウェブ方式の口頭弁論と人証調べ

裁判所は、当事者が異議を述べてもウェブ方式で口頭弁論期日を行える。そして、証人尋問（本人尋問も）のウェブ方式の要件を緩和する（遠隔地要件を外す。当事者に異議が無ければ、緩和された要件さえ不要）。当事者も代理人も証人もいない、裁判官と傍聴者しかいない法廷さえ出現する。

様々な事件で口頭弁論期日が果たす役割の重要性を、私たちは実感しているのではないか。その効果が大きく減殺される。モニター越し（あるいは傍聴者にとって音声だけになるかも知れない）では、直接主義、口頭主義、公開主義といった訴訟原則の長所を減殺し、裁判を受ける権利を後退させるものである。

証人の所在場所について、現在はテレビ会議システムでいずれかの裁判所に限るのだが、提案は

ウェブ方式の人証調べの所在場所を裁判所に限定しない。尋問効果への懸念、見えない場所に誰がいるか、チャット等による指示、画面で資料等を見る等、不当な介入や非弁問題等の危険がある。

## 3 新たな訴訟手続

審理期間をこの手続開始から六か月以内に制限する訴訟制度で、元々は最高裁が提案したもの。裁判を受ける権利を侵害する、攻撃防御方法が尽くされたときに結審するという民事訴訟の基本原則に反する、ラフジャッジ（粗雑な審理・判断）のおそれ、近代訴訟制度を採る外国に無い、制度の必要性が無い、民事裁判全体に対する悪影響のおそれ（民事訴訟は簡易な手続・判断でよいとする訴訟観や、他の通常訴訟事件へのしわ寄せ等）などの重大な問題があり、新設されてはならない。

中間試案に対するパブリックコメントも、丙案（制度を設けない）に賛成する意見が質量ともに多かった。しかしその後、何とかしてこの制度を導入しようとして、修正案（部会資料二六）が示されているが、期間限定訴訟の問題点は全く変わらなただけでなく、根本的な矛盾を抱える提案になっている。本稿を書いている時点で、この制度導入を阻止するための運動が取り組まれているが、法制審部会最終盤のため、本紙面が発行された時点で最新情報を手入していただき可能な対応をしていただくことを訴えたい。

## 4 第三者の閲覧等の制限の決定に伴う当事者の義務

第三者の閲覧等の制限の決定があったときは、当事者や訴訟代理人に「正当な理由なく、当該訴訟の追行の目的以外の目的のために利用し、または開示してはならない」義務を新たに課す提案である。これでは、裁判をテコにした運動や、同種事件・弁護団活動等の情報共有などが、この義務違反に問われる危険があり、弁護士は懲戒請求のリスクにもさらされる。しかも現在、閲覧制限の申立ては、他方当事者に知られることもなく、他方当事者に反論の機会もなく、決定についても知らされず、不服申立の制度もない。手続保障の制度は設けなのまま、新たな義務を課す提案のみがなされている。

## 四 まとめ

法制審部会で憲法の視点は極めて弱い。効率化・利便性が最重要視されるが、裁判所や大企業、IT強者の立場からの視点到偏っている。消費者団体の委員は頑張っておられるが、全体的に、司法の果たすべき役割、司法の持つ法創造機能や、裁判をテコにした運動などの視点は感じられない。また、効率化・利便性を求めるあまり、民事裁判の理念と原則を重視せず、原則と例外が逆転しても問題性を意識しない。この機会とばかり、「新た

シリーズ  
憲法を知るための

12作品

チヨ・ナムジユ著・斎藤真理子訳

## 『82年生まれ、キム・ジョン』

東京 鈴木 創大



『82年生まれ、キム・ジョン』

二〇一八年二月八日発行

著者：チヨ・ナムジユ

齋藤真理子訳

出版社：筑摩書房

定価：一六五〇円(税込)

四六版 一九二頁

な訴訟手続」などの問題のある提案もされている。

諸外国と異なり、未だどのようなシステムになるのかも不明な段階から、全面的な法「改正」を一気に行おうとし、しかも終わりが切られているため検討不十分のまま突き進んでいる。

前述した項目の他にも、オンライン提出やe法

廷での成りすましや不当な介入、非弁問題、訴訟詐欺等の消費者被害等々を果たして防げるのか、その具体的な方法についても検討はあまりにも不十分である。記録の電子化や本人サポートは本来

的に裁判所の責務であり、現在よりも本人にとつ

て費用等の負担がかかるべきではないが、最高裁は裁判所が担うことに消極的である。本人サポートに名を借りた非弁行為の温床になる懸念がある。地域司法の関係はどうか。等々、課題は多い。

## 一 あらすじ

本書の主人公であるキム・ジョン氏は、そのタートルのとおりに一九八二年生まれの女性である。物語は、二〇一五年秋、キム・ジョン氏が三三歳の年からスタートする。

キム・ジョン氏は、三年前に結婚、昨年女の子を出産し、夫のチヨン・デヒョン氏と娘と三人で暮らす「ごく普通の」女性である。

そんなキム・ジョン氏は、ある日突然、自分の

母親や友人が乗り移ったかのように振る舞い始める。困り果てた夫のデヒョン氏は精神科を訪れ、キム・ジョン氏は医師のカウンセリングを受けることになる。

ことになる。

物語は、その担当医が書いたカウンセリングの記録という体裁で、キム・ジョン氏の誕生から学生時代、受験、就職、結婚、育児までを振り返りながら現在へとつながっていく。その中で、女性が生きていくなかで直面する社会の矛盾が暴き出されていく。

## 二 セクションごとの見どころ

(1) 一九八二年～一九九四年

キム・ジョン氏の出生から中学校入学前までの時期である。このセクションでは、キム・ジョン氏の母であるオ・ミスク氏に焦点が当てられる。オ・ミスク氏が、キム・ジョン氏の二歳年上の姉であるキム・ウニョン氏、キム・ジョン氏、さらに五歳下の弟を出産する過程で、その義母や夫から投げかけられる言葉から、その時代の母親が抱え



る困難が明らかになっていく。本書は小説という分類であるが、ところどころに実際に韓国政府が取っていた政策や統計数値が出てくる。当時韓国政府が展開していた「家族計画」という名称の産児制限政策によって、男女差別が顕在化したことが統計数値とともに語られている。

また、このセクションでは、キム・ジョン氏の国民学校（日本の小学校に相当するものと思われる）での生活が描かれる。学校生活のなかで、男子生徒からのいたずら（そしてそれに対する教師の対応）、ランチを食べる順番、学級委員選挙などなど、子どもにとって初めての社会生活のなかに潜む不平等にキム・ジョン氏は直面する。

(2) 一九九五年～二〇〇〇年

キム・ジョン氏の中学入学から高校卒業までの時期である。高校入学以降から、バスや地下鉄のなかや、男性教師から受ける性被害に関するエピソードが語られる。特に、同じ予備校の男子生徒からストーカーまがいの被害を受けたときのエピソードでは、キム・ジョン氏が感じた恐怖が生々しく描かれている。

また、姉であるキム・ウニョン氏の大学進学にあたっての母とのやり取りは象徴的である。母は、当初はキム・ウニョン氏の希望する進路に反対し、安定した職に就ける可能性が高い教育大学への進学を勧める。しかし、キム・ウニョン氏が母の進

言を受け入れると今度はかえって母が教育大学への進学を思いとどまらせるようになる。一見矛盾した母の言動から、その時代に生きた多くの女性が犠牲にしてきたものの存在が浮き彫りになっていく。

(3) 二〇〇一年～二〇二二年

キム・ジョン氏の大学生活、就職活動、就職しからの数年間の様子が描かれる。

キム・ジョン氏の就職活動は難航するが、そのなかの一社の面接でされたセクハラ的な質問、それに対するキム・ジョン氏とほかの面接者一人（いずれも女性）の回答の違い、そしてその面接結果に意気消沈するキム・ジョン氏の姿が印象的である。

その後、キム・ジョン氏はある広告代理店に就職を決めるが、就職してからも多くの壁に直面する。特に、会社の新規プロジェクトチームに同期四人（男性二人、女性二人）のうち、男性しか選ばれなかった理由を知ったあとの、「キム・ジョン氏は迷路の真ん中に立たされたような気持ちになった。誠実に、落ち着いて出口を探しているのに、出口は最初からなかったというのだから。」というセリフは、女性の立たされる環境を象徴的に表している。

(4) 二〇二二年～二〇二五年

キム・ジョン氏とチョン・デヒョン氏との結婚、第一子の出産及び育児にまつわるエピソードが描

かれる。

韓国では結婚しても名字は変わらないので、日本の夫婦同氏強制の問題は生じないが、子の姓の選択の場面では同種の問題が現れる。「法律や制度が価値観を変えるのか、価値観が法律や制度を牽引するのか」という作中のセリフは、問題の本質をとらえている。

また、子どもを持つことについての話合いのなかで、チョン・デヒョン氏から「君が会社を辞めることになったとしても心配しないで。僕が責任を持つから。」という言葉が発せられる。デヒョン氏が何ら悪意なく（自然に）この言葉を発していることが、問題の根深さを表している。

そして、結局キム・ジョン氏が妊娠とともに会社を退職することとなったときの心の叫びは、情熱をもって仕事をするすべての人が共感できるのではなからうか。

第一子のジウォンちゃんを出産した後は、子育てのたいへんさはもちろんのこと、小さい子どもを養育しながら女性が元のようなキャリアを取り戻すことの難しさが克明に描かれる。

セクション終盤、たまたまキム・ジョン氏が立ち寄った公園で、居合わせた男性（サラリーマン）から投げかけられた侮蔑的な言葉が、キム・ジョン氏の心を壊す最後のトリガーになり、回想は終わって物語は現在へと戻っていく。

### 三 感想

この小説で描かれるキム・ジョン氏の半生には、必ずしも劇的な出来事は存在せず、ある意味「どこにでもありそうな」話である。制度的な違いはあれど、それは舞台を現代日本社会に置き換えなくても同じだろう。それにもかかわらず、別人格が乗り移るようになるというシヨッキングな「結末」は、何ら違和感なく受け入れられてしまう。

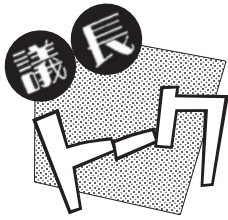
読者は、この「どこにでもありそうな」出来事ひとつひとつが、キム・ジョン氏が代表する「女性」の人生に大きくのしかかっているという事実を直感させられる。そのことが、多くの女性読者の共感呼び、また、この問題に意識を向けてこなかった男性読者に衝撃を与えたのだろう。

なお、少しネタバレになるが、実は作中の「名前」にも、作者の強烈なメッセージが込められている（解説ページを参照。なお筆者は全く気付か

なかった）。

最後に、作中で一番印象に残っている言葉を紹介して、結びとしたい（女性差別の問題に限らず、すべての人権問題に対する問題提起といえる）。

「すぐ目の前に見える効率と合理性だけを追求することが、果たして公正といえるのか。公正でない世の中で、結局何が残るのか。残った者は幸福だろうか。」



## 「離婚しても、 離婚しなくても離婚」

青年法律家の議長トーク史上、最も不穏な題でありましょうか。

一九九九年五月頃、思い詰めた顔をした妻が、「ペーパー離婚をしてください。ペーパー離婚をしてくれないのなら、本当に離婚をしてください」と言いました。私は、どうしたらいいのか、顔面蒼白で絶句です。

一九九七年八月に法律婚をする時から、事実婚の話がありました。その時、私は修習生で、結婚すると扶養手当が月に二万円くら

い出たので、私がお願いして法律婚をし、妻には上野姓にしてみました。私は結婚後も上野姓のままでした（当然に可能と考えているのが問題）、「そうするしかないでしょ」という程度の認識でした。「自分の稼ぎで妻も受験生の生活ができるのだ」との思いもありました。経済的な圧迫にあたるかも。

妻は一九九八年秋の司法試験の合格発表で上野姓になっていて、これは本当に自分が合

格したのかという強い違和感があったそうです。一九九九年四月から妻の司法修習が始まりましたが、研修所が「給料の振込先口座名

義は上野姓でなくてはならない」とか、「起案には『千葉恵子こと上野恵子』あるいは『上野(千葉)恵子』と書くように。そうでないと受け付けられない」とか、ひどい対応でした。銀行で「千葉恵子」の口座を作ろうとしたところ、「千葉恵子という人は法律上いない」と言われたこともあったようです。妻のクラスの教官が力になってくれ、妻は単に「千葉恵子」で通しました。しかし、同じようなことはこれからも続く、通称は本名ではない、と妻は決意したわけです。

それにしても、「本当に離婚」とは。自分が否定されたかのように思ってしまう、私は家庭内別居を宣言し、荷物部屋として空いていた北向きの六畳間で独り寝を始めました。冬でもないのに、とにかく寒かった記憶があります。本当に寒かった。このウジウジぶりは、今では情けないことと笑えますが、当時は至って真面目でした。「妻に姓を変えさせてでも自分との法律婚をさせるのが男の

甲斐性」みたいな気持ちもあったと思います。そういうことではないんですけどね。

しかし一週間くらいで白旗をあげました。「どちらにせよ離婚」なので、勝ち目も交渉の余地もなかったのです。「上野(千葉)恵子でなく、千葉恵子を伴侶としてほしい」ということなんだろう、とゆつくり理解しました。

一点、課題がありました。将来生まれてくる子どもの姓はどうするか。片方の姓で統一する方が多いようでしたが、妻は「自分だけ千葉姓は悲しい」と言いました。それで、第一子は上野姓、第二子は千葉姓……と互い違いにすることにし、親権者は子と姓が違う方にする決めました。実際は、厳密に親権者の署名が求められることはほとんどなく、保護者の署名ばかりで不都合はありませんでした。

市役所に離婚届を提出し、私は「バツイチ」となりました。後に「バツサン」になるとは思いませんでした。妻はうれしそうでした。まあ、良かったなと思いました。

ただ、私の気持ちの片隅に、戸籍上の縛りはなくなり、互いに合意だけで一緒にいるの

だという、どこか覚めたような、緊張するような感覚が生まれました。無意識にでも戸籍で縛っていたこと、あるいは甘えがあったのかな、などと考えましたし、ちょっと自由になったような気もしました。不思議なもので、離婚して程なく妻が妊娠しました。(続く)

(青法協弁学会同部会議長 上野 格)



## 今後の日程

### 【常任委員会(全国ミーティング)】

\*第4回(春)

2022年

3月 4日(金)～5日(土) 高知

### 【第53回定時総会】

2022年

6月25日(土)～26日(日) 沖縄

## 各委員会の日程

ここに掲載していない委員会の日程のお問い合わせや、オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

### 【修習生委員会】

1月14日(金)10時半～

## お知らせ

当部会も参加している改憲問題対策法律家6団体連絡会が、11月19日、2021総選挙の結果を受けた法律家団体の声明「私たち法律家は、憲法に基づく政治を実現するために、市民と野党の共闘を支持し、9条などの改憲に反対する」を発表しました。

詳細は、青法協ホームページ(右記QRコード)のお知らせ欄のリンクをクリックしてください。



会員の  
みなさまへ

## 青法協メーリングリスト への登録を呼びかけます

青法協メーリングリストは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp) まで、アドレスをお送り下さい。

## 編集後記

▼学生時代に所属していた合唱団の六〇周年記念ステージに参加することにした。ブラームスのレクイエム全曲である。

大変である。▼けれどもこのご時世でなかなか合同練習ができない。そこでリモートが利用される。遠方の指揮者が指導する映像を見ながら自宅カメラの前で練習する。ここは光が差し込む感じ、ゆっくり入って、はいソプラノそこはなめらかに、アルトここで頑張つて、テナーはリズムを刻んで、ベースは支えるように……では一〇分休憩しましょう。という感じで練習は進む。▼これはすごい。合唱団員がどれだけ離れていても、何人いようと、システム容量が許す限り全員で合唱が成り立つのだ。もし、世界中の人たちが同じ歌をみんなで歌うことができたらどうだろうか。何の歌を歌うことができるだろうか。その歌声はどれほど大きく響くだろうか。宇宙の彼方で受信した何者かは何事と思うだろうか。(町田正裕)